

「**第二種**特定鳥獣管理計画（**変更**）（カモシカ）」（新旧対照表案）

項目	新	旧
<p>1 (p. 1)</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1)背景</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本県の経緯</p> <p>(略)</p> <p>こうした背景のもと、平成 11 年 9 月 15 日に改正施行された「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」において、特定鳥獣保護管理計画制度が導入されたことにより、本県では、平成 12 年 9 月 26 日に特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）（計画期間：平成 12 年 10 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）を策定し、その後、平成 19 年 8 月 1 日に改訂された<b>同</b>計画に基づいてカモシカの管理を行っている。</p> <p>(略)</p> <p><b>このため、平成 24 年 3 月に特定鳥獣保護管理計画を策定した。平成 26 年 5 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律となった。この改正により、同計画名は第二種特定鳥獣管理計画※（以下「特定計画」という。）へ変更となった。</b></p> <p>今後、カモシカによる被害を軽減し、人とカモシカの適切な関係を構築していくためには、その分布状況及び被害の状況等を的確に把握するとともに、野生鳥獣の専門家及び地域社会の幅広い協力のもと、</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1)背景</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本県の経緯</p> <p>(略)</p> <p>こうした背景のもと、平成 11 年 9 月 15 日に改正施行された「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」において、特定鳥獣保護管理計画制度が導入されたことにより、本県では、平成 12 年 9 月 26 日に特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）（計画期間：平成 12 年 10 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）<b>（以下「特定計画」という。）</b>を策定し、その後、平成 19 年 8 月 1 日に改訂された<b>特定</b>計画に基づいてカモシカの<b>保護</b>管理を行っている。</p> <p>(略)</p> <p>今後、カモシカによる被害を軽減し、人とカモシカの適切な関係を構築していくためには、その分布状況及び被害の状況等を的確に把握するとともに、野生鳥獣の専門家及び地域社会の幅広い協力のもと、引き続き<b>特定</b>計画に基づく個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、カモシカを適正に<b>保護</b>管理していく必要がある。</p>

項目	新	旧
(p. 2)	<p>引き続き特定計画に基づく個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、カモシカを適正に管理していく必要がある。</p> <p>※ 特定計画とは、<b>生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、</b>顕著な農林水産業被害等の<b>人との</b>あつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣<b>等</b>であって、<b>生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る</b>観点から、<b>その地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる</b>必要があるものを対象とする。</p> <p>その内容として計画期間、計画区域、保護管理の目標、個体数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を定めるものである。</p> <p>(2) 目的</p> <p>鳥獣の保護及び<b>管理並びに</b>狩猟の適正化に関する法律に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、カモシカの個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とカモシカの適切な関係を構築する。</p>	<p>※ 特定計画とは、<b>個体数の著しい増加又は分布域の拡大により</b>顕著な農林水産業被害等のあつれきが深刻化している鳥獣、<b>個体数の著しい増加又は分布域の拡大により</b>自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣<b>及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣</b>であって、<b>長期的な</b>観点からその地域個体群の安定的な維持<b>及び保護を図る</b>必要があるものを対象とする。その内容として計画期間、計画区域、保護管理の目標、個体数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を定めるものである。</p> <p>(2) 目的</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、カモシカの個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とカモシカの適切な関係を構築する。</p>
2 (p. 2)	2 管理すべき鳥獣の種類 (略)	2 <b>保護</b> 管理すべき鳥獣の種類 (略)
3	3 計画の期間	3 計画の期間

項目	新	旧
(p. 2)	<p>本計画の期間は、上位計画である第 11 次鳥獣保護<u>管理</u>事業計画と同じ平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとするが、計画の期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改訂等を検討するものとする。</p> <p><u>(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年5月29日）において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。)</u></p>	<p>本計画の期間は、上位計画である第 11 次<u>特定</u>鳥獣保護事業計画と同じ平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとするが、計画の期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改訂等を検討するものとする。</p>
4 (p. 3)  (p. 4)	<p>4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象となる地域個体群</p> <p>カモシカの管理は地域個体群ごとに行うこととされており、愛知県に生息するカモシカの地域個体群は、図 2 に示すとおり、分布の状況から「中央アルプス地域個体群」として管理を行うものとする。</p>	<p>4 特定鳥獣の<u>保護</u>管理が行われるべき区域</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象となる地域個体群</p> <p>カモシカの<u>保護</u>管理は地域個体群ごとに行うこととされており、愛知県に生息するカモシカの地域個体群は、図 2 に示すとおり、分布の状況から「中央アルプス地域個体群」として<u>保護</u>管理を行うものとする。</p>
5 (p. 4)  (p. 27)  (p. 27)	<p>5 特定鳥獣の管理の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理の目標 (略)</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方</p>	<p>5 特定鳥獣の<u>保護</u>管理の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護</u>管理の目標 (略)</p> <p>(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方</p>

項目	新	旧
(p. 28)	<p>① (略)</p> <p>②施策の進め方</p> <p>○ 目標を達成するために、次の 3 施策のうちアの被害防除対策を優先的に講じたうえで、対象地域の実情に沿った管理が効率的に行われるようイ及びウの対策を組み合わせる実施し、総合的な被害防除に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>図 17 管理の基本的な考え方</p> <p>図 17 管理の基本的な考え方、「特定計画の策定」の図中、「・管理の目標」</p> <p>③ 地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>(略)</p> <p>このため、市町村は、地域ごとの管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。</p>	<p>① (略)</p> <p>②施策の進め方</p> <p>○ 目標を達成するために、次の 3 施策のうちアの被害防除対策を優先的に講じたうえで、対象地域の実情に沿った<b>保護</b>管理が効率的に行われるようイ及びウの対策を組み合わせる実施し、総合的な被害防除に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>図 17 <b>保護</b>管理の基本的な考え方</p> <p>図 17 <b>保護</b>管理の基本的な考え方、「特定計画の策定」の図中、「・<b>保護</b>管理の目標」</p> <p>③ 地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>(略)</p> <p>このため、市町村は、地域ごとの<b>保護</b>管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。</p>
6 (p. 29)  (p. 29)	<p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)捕獲計画</p> <p>① (略)</p>	<p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)捕獲計画</p> <p>① (略)</p>

項目	新	旧
	<p>② 市町村による実施計画の作成 (略)</p> <p>※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。</p> <p>※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>② 市町村による実施計画の作成 (略)</p> <p>※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村等からなり、特定<u>鳥獣保護管理</u>計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。</p> <p>※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら<u>保護</u>管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定<u>鳥獣保護管理</u>計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
8 (p. 32)  (p. 33)	<p>8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モニタリング等の調査研究 (略)</p>	<p>8 その他特定鳥獣の<u>保護</u>管理のために必要な事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) モニタリング等の調査研究 (略)</p>

項目	新	旧
(p. 33)	<p>市町村はモニタリングの結果を県に提供するものとし、県は、市町村から提供されたモニタリングの資料に基づき、適切な管理対策を検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3)計画の実施体制</p> <p>①地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>市町村は、実施計画の作成により地域ごとの管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知するなどにより、地域の共通認識を醸成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③管理の科学的・計画的な実施体制</p> <p>県は、連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びカモシカの研究者と連携し、管理の科学的・計画的な実施に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>市町村はモニタリングの結果を県に提供するものとし、県は、市町村から提供されたモニタリングの資料に基づき、適切な保護管理対策を検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3)計画の実施体制</p> <p>①地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>市町村は、実施計画の作成により地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知するなどにより、地域の共通認識を醸成する。</p> <p>② (略)</p> <p>③保護管理の科学的・計画的な実施体制</p> <p>県は、連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びカモシカの研究者と連携し、保護管理の科学的・計画的な実施に努める。</p> <p>(略)</p>

項目	新	旧
(p. 34)	<p>④人材育成・確保体制</p> <p>県及び市町村は、鳥獣の管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4)その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③捕獲個体の利用</p> <p>(略)</p> <p>イ 毛皮の製品化に当たっては、原則として敷き皮、トロフィー、剥製のみとし、これについては売買を認める。</p> <p>これら以外の目的で利用する場合は、環境省及び文化庁並びに特定計画（カモシカ）検討会の意見を聴取したうえで、計画作成機関において利用の可否を判断するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>④人材育成・確保体制</p> <p>県及び市町村は、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4)その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③捕獲個体の利用</p> <p>(略)</p> <p>イ 毛皮の製品化に当たっては、原則として敷き皮、トロフィー、剥製のみとし、これについては売買を認める。</p> <p>これら以外の目的で利用する場合は、環境省及び文化庁並びに特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）検討会の意見を聴取したうえで、計画作成機関において利用の可否を判断するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>
参考1 (p. 35)	参考1 計画の実施体制概念図中、「特定計画（カモシカ）」	参考1 計画の実施体制概念図中、「特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）」